

南阿蘇景観形成 ガイドライン (改訂版)

2003年7月

熊 本 県

はじめに — 南阿蘇景観形成地域指定について —



県では、昭和62年3月に地域の特性が生かされた景観の保全と創造を図り、緑と水が豊かで、県民にとって誇りと愛着のもてる県土の醸成に資することを目的として、熊本県景観条例を公布しました。

条例では、地域の個性を生かした景観形成を図るため、一定の行為について届出を義務付け、指導、助言又は要請を行う「景観形成地域」を知事が指定できることを定めています。

阿蘇五岳及び阿蘇外輪山がつくりだした雄大な火山性地形、人々の永年の営みによってつくりだされた美しい草原や田園景観、さらに名所や旧跡が醸し出す歴史性・文化性などに代表される南郷谷の景観は、まさに恵まれた自然景観とそこに住まう人々の手による人文景観の麗しい共存の姿といえます。

また、当地域では、これらの豊かな景観資源をいかして、質の高いリゾート地域として開発することを目指して、多くのリゾート開発構想が進行するなど、景観変化の可能性が急速に高まっている状況にあります。

のことから、県土を代表する地域として、当地域を景観形成地域に指定いたしました。現在ある景観を大切にしながら、後世に残る質の高いリゾート地としての景観形成を図っていきたいと考えております。

平成元年4月



◎南郷谷の景観の特性

熊本を代表する雄大な景観

阿蘇は、雄大なカルデラ地形として知られ、古くから観光地として多くの人々が訪れる場所です。その阿蘇の中でも阿蘇五岳と南外輪山に囲まれた南郷谷は、その雄大な山々と白川を中心として広がる田園とのおりなすパノラマはすばらしいものであり、県民のみならず、熊本を訪れる人々にとっても極めて印象深いものとなっています。

雄大な自然をいかしたリゾート景観の形成

当地域は、リゾート開発のポテンシャルが極めて高く、県内を代表する質の高いリゾート地を目指しており、雄大な自然と地域特性に調和した、統一感のあるリゾート地らしい景観の形成が求められています。

◎景観形成にあたっての基本的方向

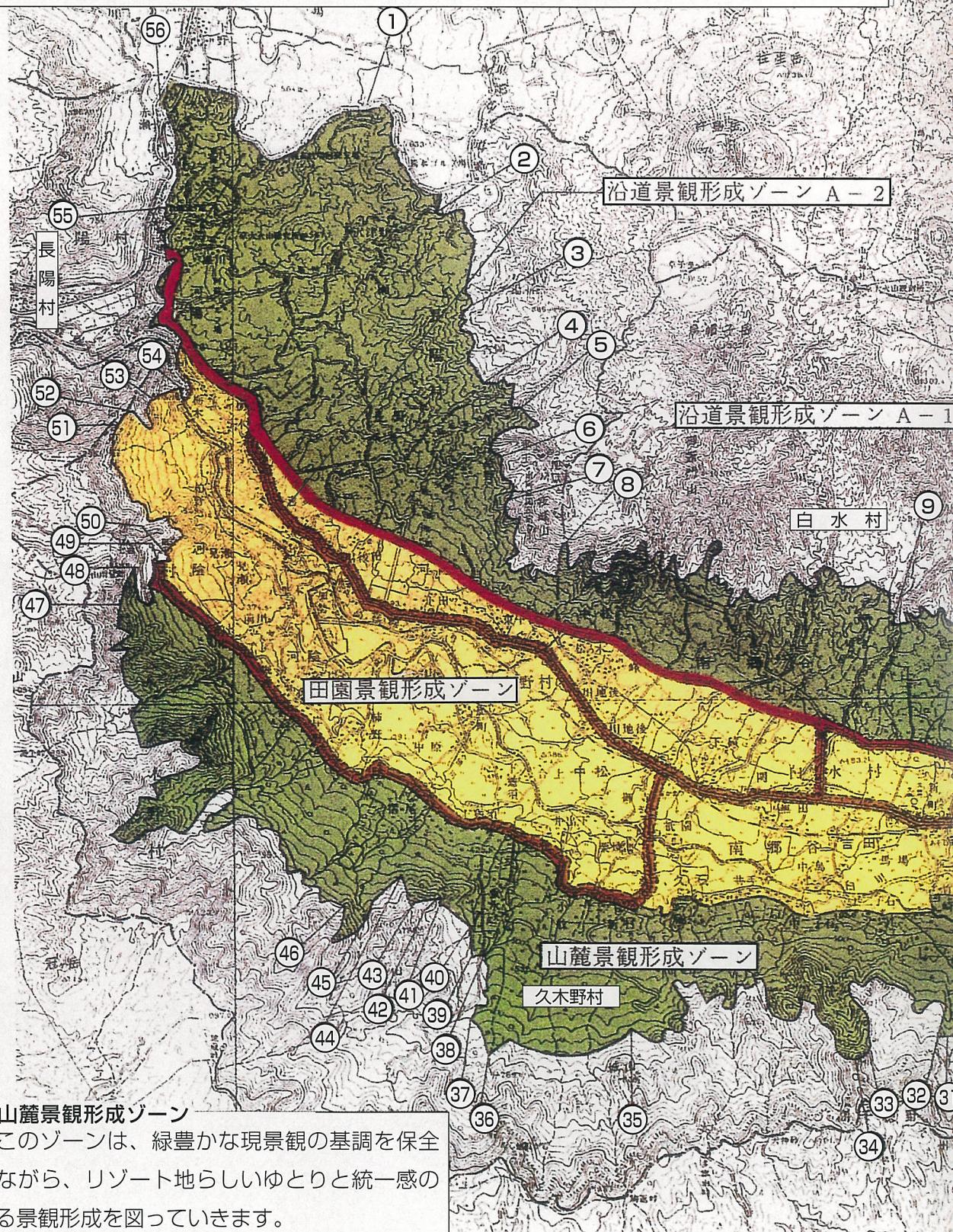
雄大な自然や地域特性と調和した、統一感のあるリゾート景観の形成を図るため、次のことを景観形成にあたっての基本的考え方としています。

- ① 周辺の自然景観との調和
- ② 阿蘇五岳・外輪山への眺望をいかした景観の形成
- ③ 高所よりの眺望を考慮した景観の形成
- ④ 緑と水をいかした景観の形成
- ⑤ 文化とアメニティあふれる地域景観の形成

景観形成を図るうえでの基本方針

当地域内の景観特性及び将来の景観変化の可能性を勘案し、下記のとおり、白川を中心として広がる水田、畑地がありなす「田園景観」と阿蘇五岳、南外輪山の斜面に広がる樹林、草地からなる「山麓景観」、及び田園景観内を貫き地域内、地域外からの動線軸となる幹線道路の「沿道景観」の3ゾーンに分けて、次のような基本方針のもとに計画的に景観形成を図っていくこととします。

なお「沿道景観」については、その路線の施設の集積や今後の立地ポテンシャル等から2つの地区に区分して計画いたします。



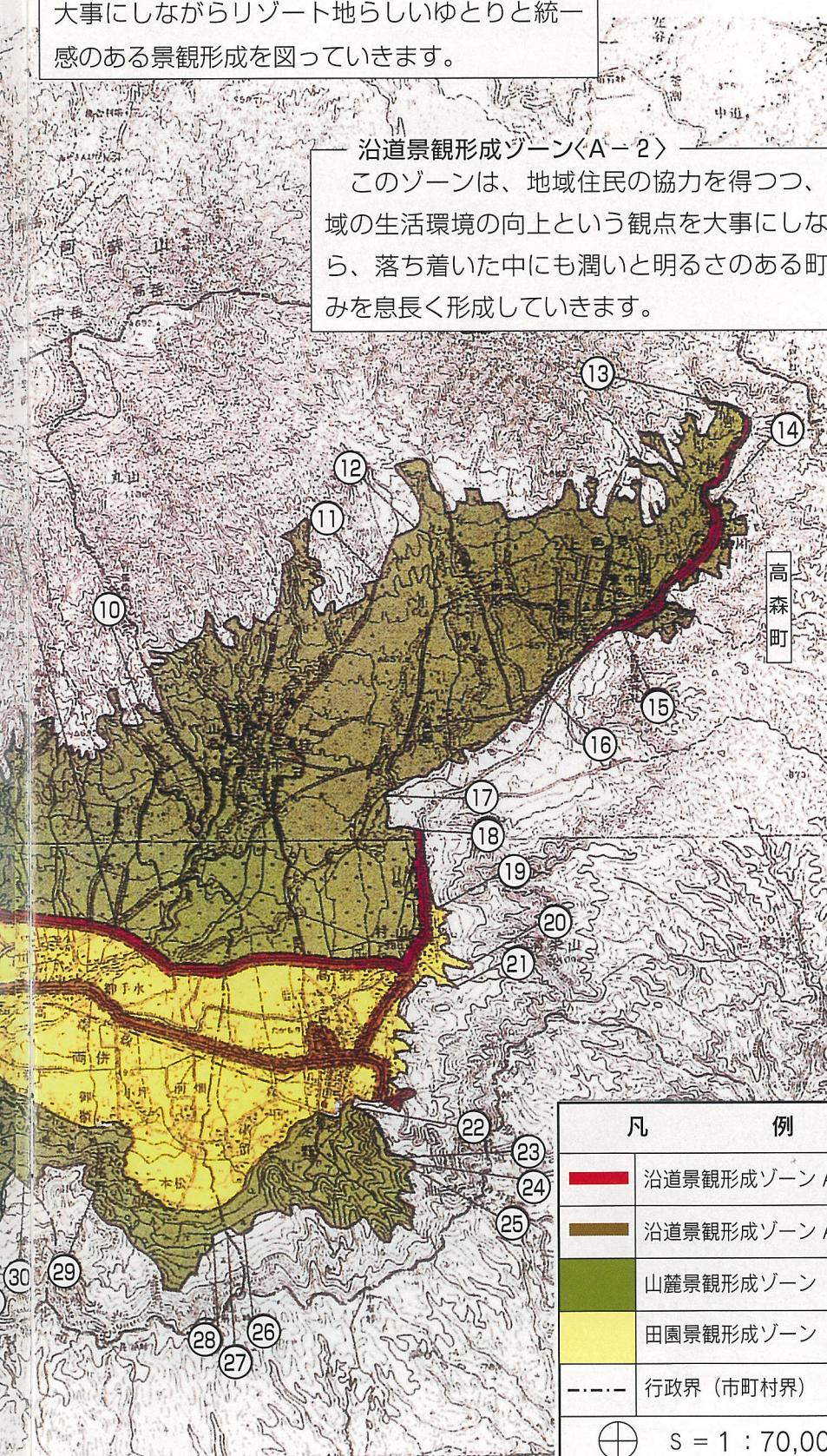
田園景観形成ゾーン
このゾーンは、地域の生活環境の向上に努めながら、緑豊かな現景観の基調を保全・創造する方向で景観形成を図っていきます。

沿道景観形成ゾーン(A-1)

この地区は、阿蘇五岳・南外輪山への眺望を大事にしながらリゾート地らしいゆとりと統一感のある景観形成を図っていきます。

沿道景観形成ゾーン(A-2)

このゾーンは、地域住民の協力を得つつ、地域の生活環境の向上という観点を大事にしながら、落ち着いた中にも潤いと明るさのある町並みを息長く形成していきます。



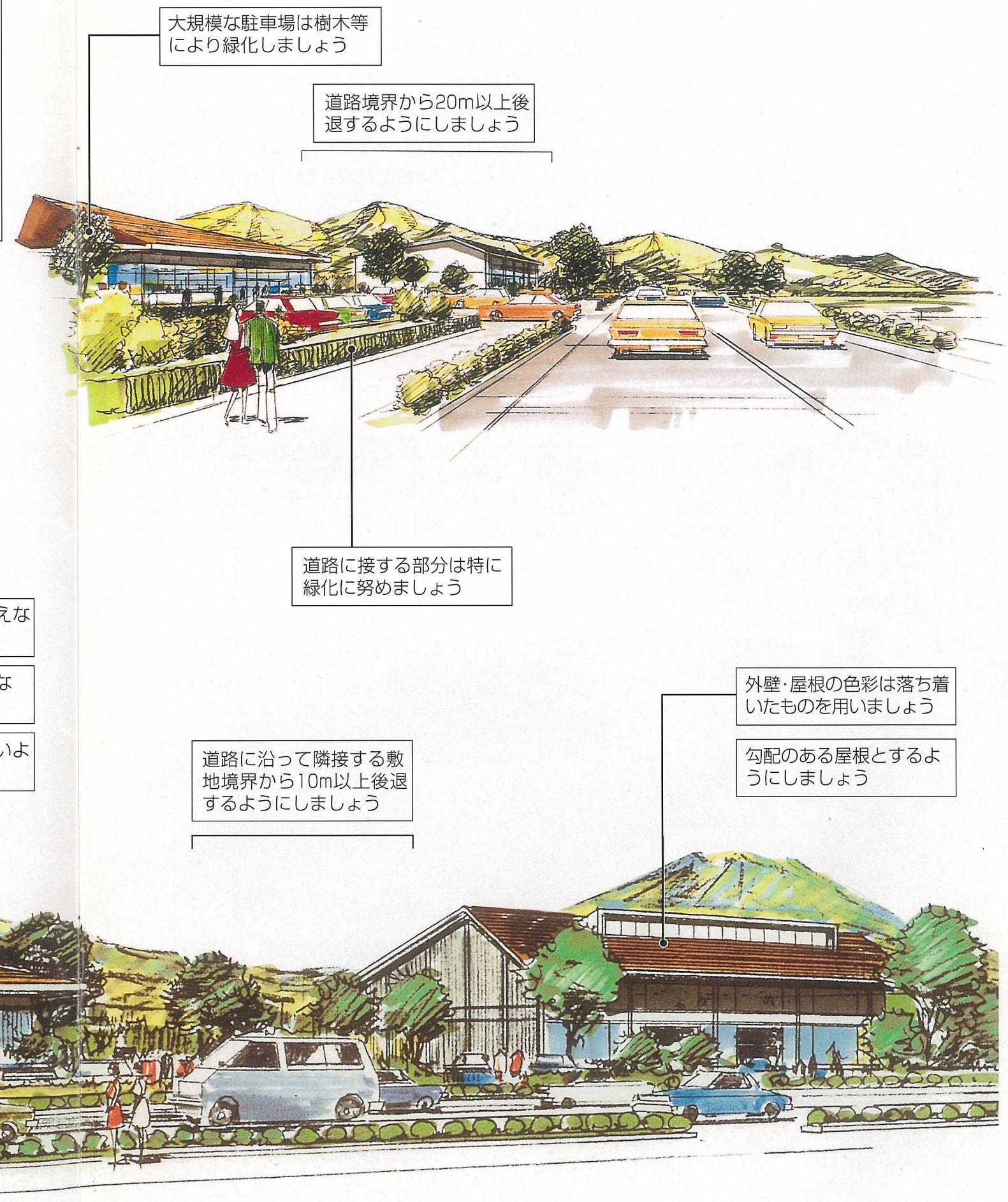
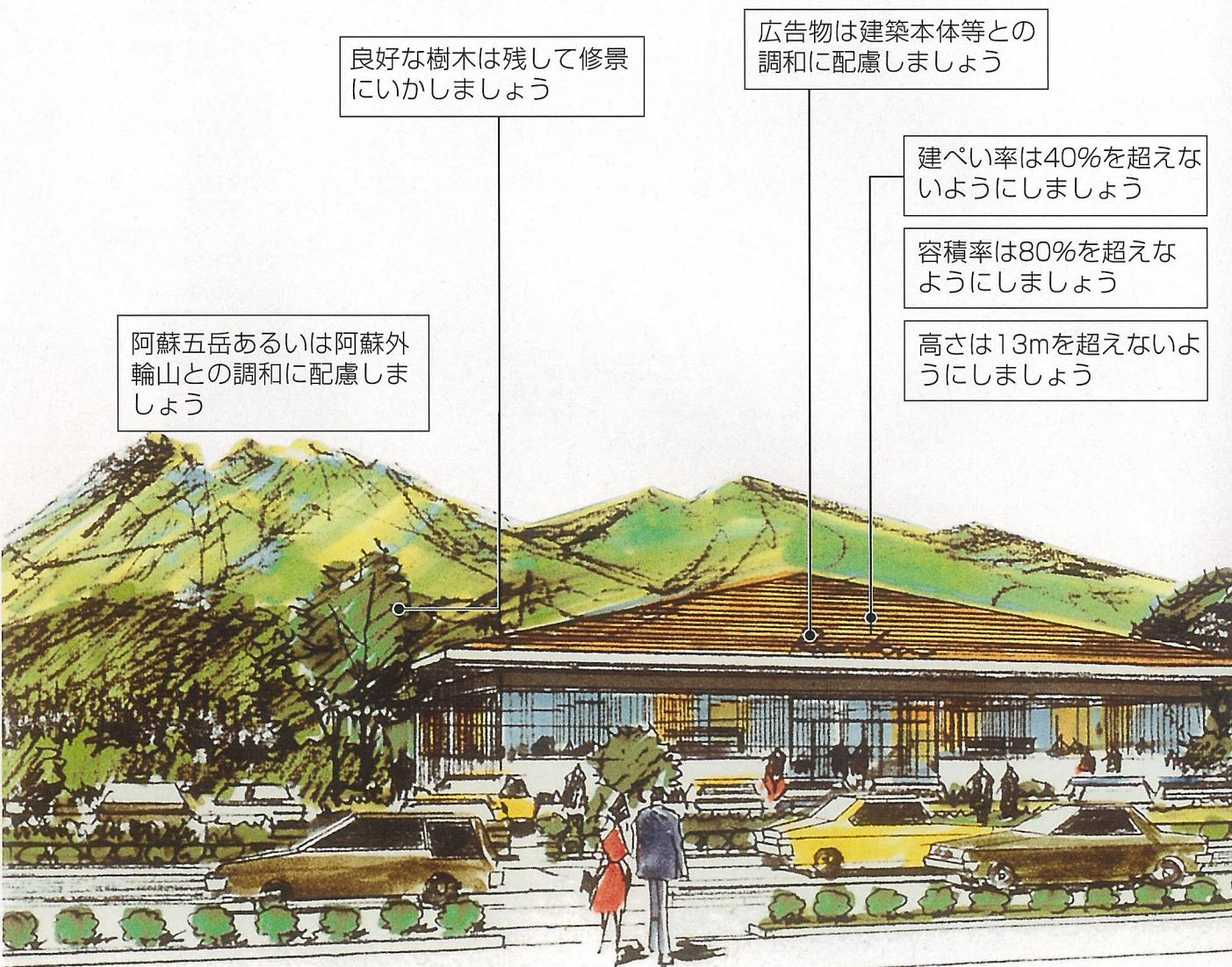
凡 例	
■	沿道景観形成ゾーン A-1
■	沿道景観形成ゾーン A-2
■	山麓景観形成ゾーン
■	田園景観形成ゾーン
---	行政界（市町村界）

S = 1 : 70,000

凡 例	
① - ②	道路敷(除)界
② - ③	道路中心線より300m線界
③ - ④	林班界(民有林)
④ - ⑤	小班界(民有林)
⑤ - ⑥	稜線界
⑥ - ⑦	小班界(民有林)
⑦ - ⑧	村有地界
⑧ - ⑨	村班界(民有林)
⑨ - ⑩	村班界(民有林)
⑩ - ⑪	小班界(民有林)
⑪ - ⑫	道路敷(除)界
⑫ - ⑬	小班界(民有林)
⑬ - ⑭	道路敷(除)界
⑭ - ⑮	地類界(森林と耕地)
⑮ - ⑯	道路敷(除)界
⑯ - ⑰	河川界
⑰ - ⑱	稜線界
⑱ - ⑲	道路敷(除)界
⑲ - ⑳	地類界(森林と耕地)
⑳ - ㉑	地類界(森林・原野と耕地)
㉑ - ㉒	地類界(森林と耕地)
㉒ - ㉓	稜線界
㉓ - ㉔	町有地界
㉔ - ㉕	稜線界
㉕ - ㉖	町有地界
㉖ - ㉗	町村界
㉗ - ㉘	小班界(民有林)
㉘ - ㉙	村有地界
㉙ - ㉚	道路敷(除)界
㉚ - ㉛	国有林界
㉛ - ㉜	小班界(民有林)
㉜ - ㉝	保安林界
㉝ - ㉞	稜線界
㉞ - ㉟	保安林界
㉟ - ㉟	道路(中心線)界
㉟ - ㉟	稜線界
㉟ - ㉟	保安林界
㉟ - ㉟	防火線界
㉟ - ㉟	道路敷(除)界
㉟ - ㉟	小班界(民有林)
㉟ - ㉟	小班界(民有林)
㉟ - ㉟	稜線界
㉟ - ㉟	崖上線界
㉟ - ㉟	黒川河川界
㉟ - ㉟	道路敷(除)界

沿道景観形成ゾーン〈A-1〉

このゾーンは、「雄大に広がる田園景観や山麓景観、阿蘇五岳及び外輪山を背景として、沿道サービス施設等が点々と立地し、建築物等は、道路からできるだけ後退して余裕空間を確保し、樹木や草花等によりゆとりと安らぎが演出され、さらに建築物等の高さも阿蘇五岳等への眺望を損なわないような高さに配慮され、意匠、色彩についてもこの地域の基調を十分意識したものとなっていることが望まれます。そして全体として、阿蘇五岳等への視覚的広がりを確保したなかに、豊かで質の高い緑に囲まれた建築物等がゆとりをもって立地しているような地域」を目指して景観形成を図るため、特に次のような点に配慮しましょう。



沿道景観形成ゾーン〈A-2〉

このゾーンは、「建築物等はゆったりと敷地がとられ、連続している場合でも少なくとも道路側には余裕空間がとられて建てられており、それらの余裕空間には樹木や草花が植栽されている。そして建築物等のデザイン、色彩については、基調が落ちついたものに統一され、高さについても圧迫感がないように配慮されている地域」を目指して景観形成を図るため、特に次のような点に配慮しましょう。

勾配のある屋根とするよう
にしましょう

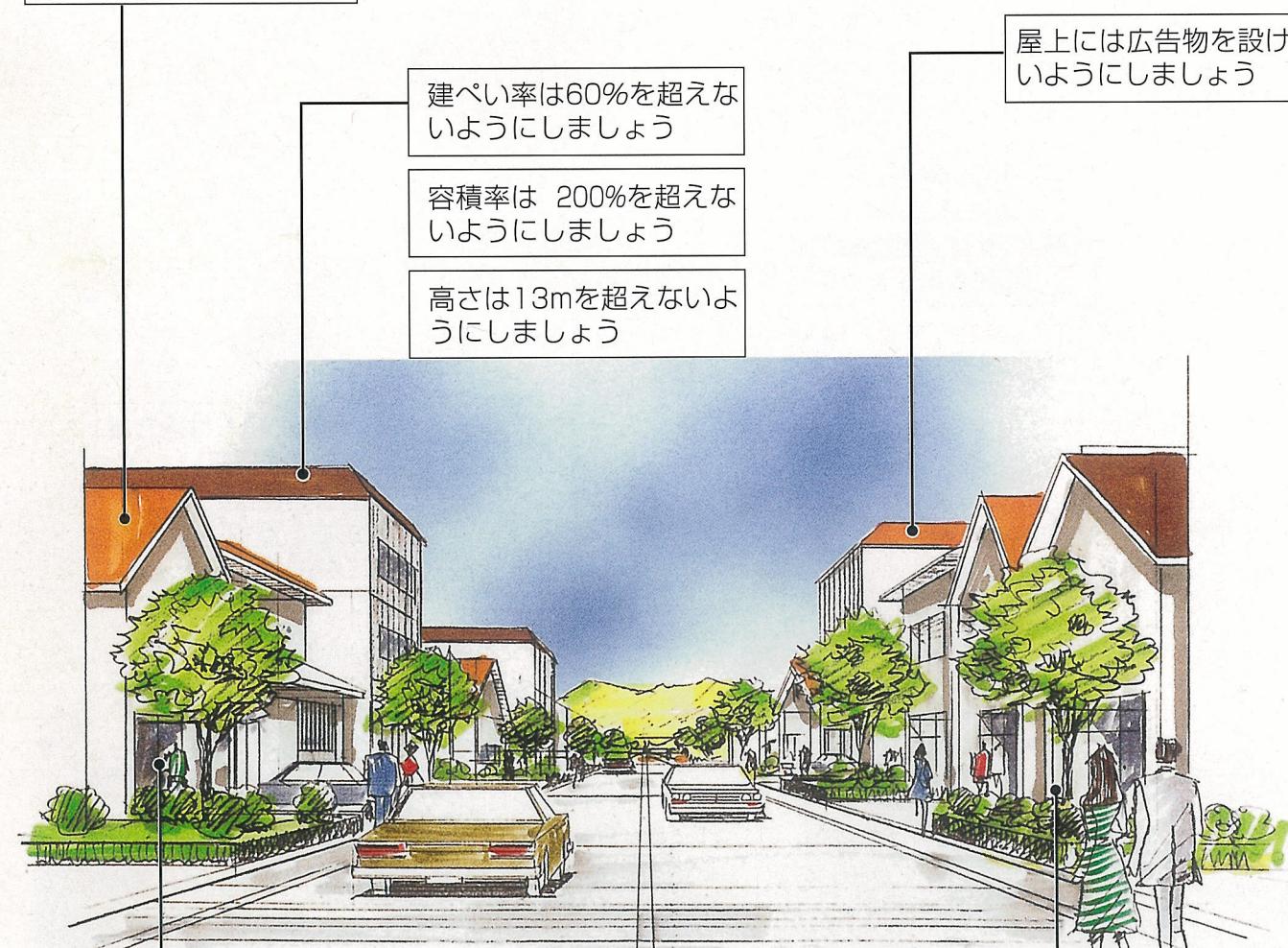
外壁・屋根の色彩は落ち
着いたものにしましょう

建ぺい率は60%を超
えないようにしま
しょう

容積率は 200%を超
えないようにしま
しょう

高さは13mを超
えないよう
にしましょう

屋上には広告物を設けな
いようにしま
しょう



のぼり・はり紙・広告網
等の簡易広告物はできる
だけ行なわないよう
にしま
しょう

道路側は緑化に努めまし
ょう

田園景観形成ゾーン

このゾーンは、「ゾーンの外から眺望した場合、田園の広がりの中に屋敷林等に囲まれた集落等が散在しており、全体として基調色である緑の中に溶け込んでいるような地域。また集落内の景観としては、意匠・形態等の基調が統一された建築物等がゆったりとした敷地内に立地し、その周囲には樹木や草花が植栽されており、名所・旧跡等も地域住民の生活の中に生き生きと根づいているなど、住民が自然や歴史を大切にしながら、豊かに暮らしていることが感じられるような地域」を目指して景観形成を図るため、特に次のような点に配慮しましょう。

屋根は、勾配のある屋根
と/orするよう
にしま
しょう

外壁・屋根の色彩は落ち
着いたものにしま
しょう

既存の修景に生かせる樹
木は、できるだけ残すよ
うにしま
しょう

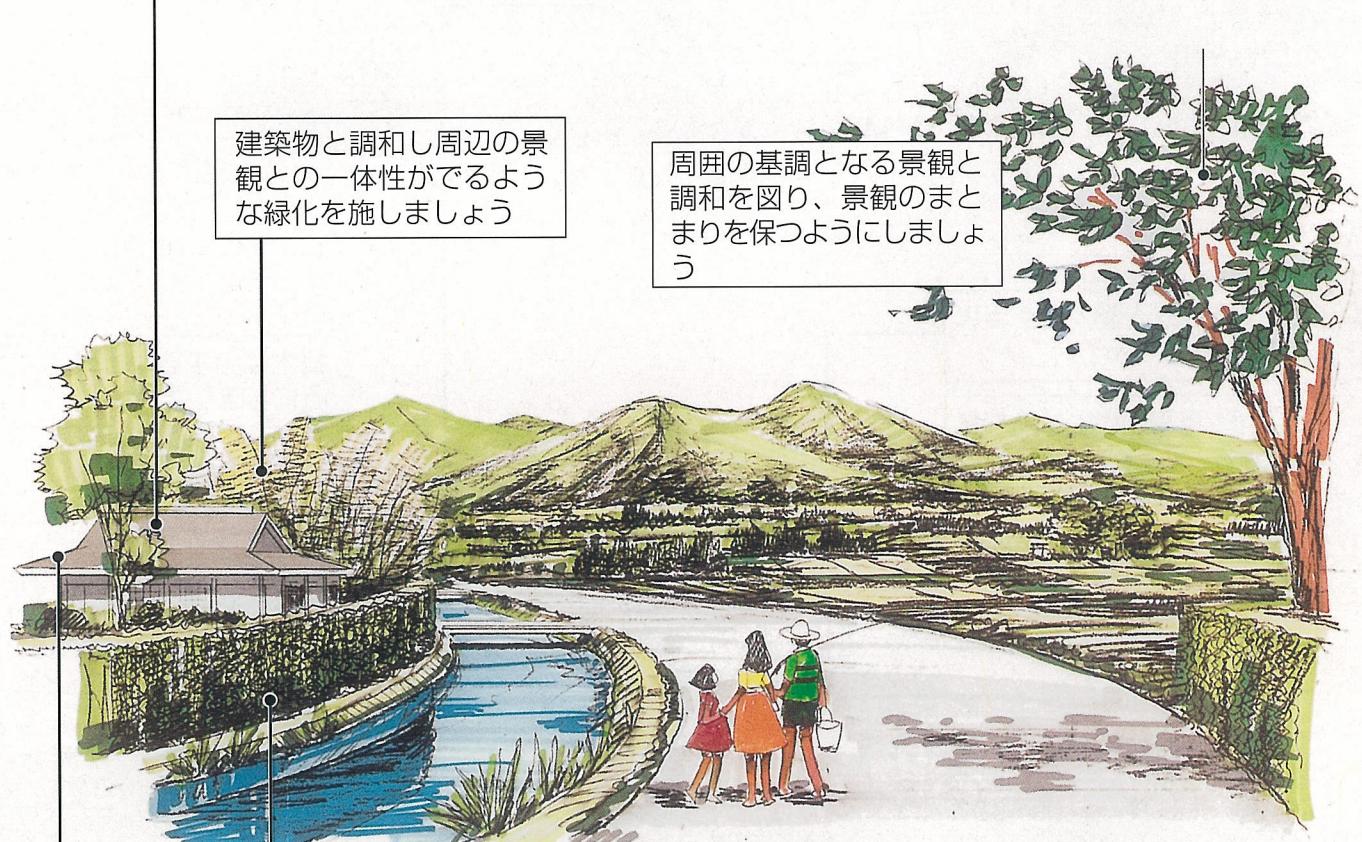
建築物と調和し周辺の景
観との一体性がでるよう
な緑化を施しま
しょう

周囲の基調となる景観と
調和を図り、景観のまと
まりを保つようにしま
しょう

建ぺい率は50%を超
えないようにしま
しょう

容積率は100%を超
えないようにしま
しょう

高さは13mを超
えないよう
にしま
しょう



山麓景観形成ゾーン

このゾーンは、「ゾーンの外から眺望した場合、樹林の中に適度な密度で、規模、高さ、意匠・色彩等について周辺の樹林及び背景となる阿蘇五岳や南外輪山等との調和に配慮した建築物等が散在・立地し、全体として緑豊かな基調が損なわれないような開発がなされている地域。また、開発地内の景観としては、個々の施設がゆったりした敷地内に立地し、周囲には既存樹林が残されているか又は郷土樹種等による植栽がなされており、域内道路からの景観にも配慮されている。そして施設のデザインや色彩についても周囲の基調に配慮し、統一感を損なわないようなものとなっているなど、リゾート地らしいゆとりと統一感があり、自然と調和した地域」を目指して景観形成を図るため、特に次のような点に配慮しましょう。

容積率は60%を超えない
ようにしましょう

高さは13mを超えない
ようにしましょう

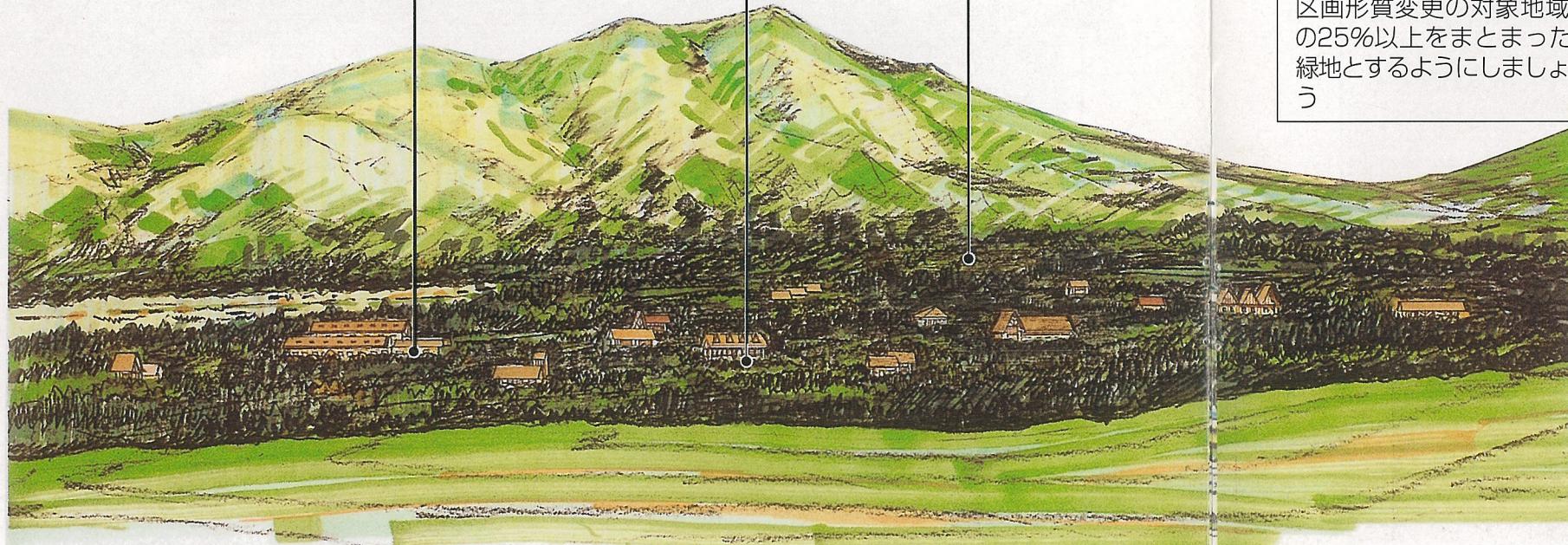
勾配のある屋根とするよ
うにしましょう

外壁・屋根の色彩は落ち着
いたものを用いましょう

樹木は出来るだけ残すよ
うにしましょう

区画形質変更の対象地域
の25%以上をまとまった
緑地とするようにしましょ
う

建ぺい率は30%を超えない
ようにしましょう



樹種の選定にあたっては、
自然植生を考慮し周辺の
樹木と調和する樹種を用
いましょう

敷地の道路と接する部分
には、修景・緑化に努め
ましょう

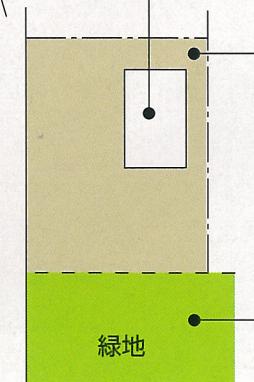


建築物と調和し周辺の景
観との一体性ができるよう
な緑化を施しましょう

敷地内区画道路

セットバック

緑地
道路端



宅地開発を目的とした区
画形質の変更は、平均区
画面積700m²以上となる
ようにしましょう

県道及び幅員5m以上の
主要町村道から20m以上
後退するようにしましょ
う

● 南阿蘇景観形成地域における景観形成のため、次のような点に配慮しましょう。

行為	配慮のポイント
建築物等の新築、増築、改築、移転、若しくは撤去又は外観の変更	<p>建築物等の位置については、道路や隣接地からできるだけ後退するとともに、阿蘇五岳・外輪山等の眺望を意識した施設配置、高さ、規模となるよう配慮しましょう。</p> <p>意匠、形態、色彩等については、地域の基調となる景観を十分意識したものとしましょう。</p> <p>敷地内については、できるかぎり質の高い緑化を図るとともに、良好な既存樹木については、修景にいかすよう配慮しましょう。</p>
木竹の伐採	木竹は、当地域の景観を構成する重要な要素であることから、保全及び育成を図りましょう。
屋外における物品の集積又は貯蔵	屋外における物品の集積又は貯蔵は、目立たないような位置・形態とともに、緑化等により遮へい・修景等の措置を講じましょう。
鉱物の掘採又は土石等の採取	堀採等の方法は、できるだけ主要な視点場からの眺望に配慮したものとともに、遮へい・修景に努め、完了後は緑化・復元に努めましょう。
土地の区画形質の変更	<p>土地の形状の変更にあたっては、周辺の景観になじむようなものとし、既存の優良な樹木や樹林については修景にいかすとともに、郷土樹種による緑化に努めましょう。とりわけ道路や隣接地との境界については、緑の保全、創造に努めましょう。</p> <p>ゆとりと安らぎのある施設立地を図るため、区画割りはできるだけ大きくなるよう配慮しましょう。</p> <p>法面、擁壁についても周囲となじむよう配慮するとともに、緑化・修景に努めましょう。</p>
屋外における自動販売機の設置	覆いやテント等により、周辺の景観となじむものとするとともに、周囲の緑化に努めましょう。
広告物の設置又は外観の変更	道路からできるだけ後退した位置とともに、規模や意匠、色彩等については、地域の基調となる景観を十分意識したものとしましょう。

● 南阿蘇景観形成地域における景観形成のための基準

* 建 等 物 観	位 置 配 置	沿道景観形成ゾーン		山麓景観形成ゾーン	田園景観形成ゾーン
		A - 1	A - 2		
外 觀	道路からの位置	(1)敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道に空間を確保するものとする。 ・道路境界から20m以上後退するように努める。 ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。		・県道及び幅員5m以上の主要町村道等境界から20m以上後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。	
		(2)隣接する敷地境界からできるだけ離した位置とし、隣地相互において空間を確保するものとする。 ・道路上に沿って隣接する敷地境界から10m以上後退するように努める。 ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。			
	意匠・形態	(3)敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、釣合いのとれた配置とする。 (4)背景となる阿蘇外輪あるいは阿蘇五岳と調和のとれた配置とする。			
		(1)周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、背景となる阿蘇外輪あるいは阿蘇五岳との調和に配慮するよう努めるものとする。			
		(2)屋根は、こう配のある屋根とするよう努めるものとする。			
		(3)空調及び給排水等の設備は、建築物の中に取り込むか又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するよう努めるものとする。			
		(4)屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 やむえない場合は、ルーバー等で覆い目立たない位置に設けるよう努めるものとする。			
	模 様	(5)基調となる景観との調和が図られるよう建ぺい率、容積率、高さは以下のとおりとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りでない。 ・建ぺい率は、40%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、80%を超えないよう努めるものとする。 ・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	(5)基調となる景観との調和が図られるよう建ぺい率、容積率、高さは以下のとおりとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りでない。 ・建ぺい率は、60%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、200%を超えないよう努めるものとする。 ・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	・建ぺい率は、30%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、60%を超えないよう努めるものとする。 ・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	・建ぺい率は、50%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、100%を超えないよう努めるものとする。 ・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。
		(6)材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので質豊かなものを用いるものとする。			
	材 料	(7)外壁及び屋根の色彩は、隣接する建築物等や周囲と調和した落ち着いたものを用いるものとする。 ・基調となる色彩は、別表の基準のものを使用するよう努めるものとする。		・基調となる色彩は、別表の基準のものを使用するよう努めるものとする。	
		(8)敷地内における建築物等は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。			
	色 彩	(9)屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。			
		(10)壁面に設ける広告物は、規模、形状、意匠、色調等が建築物本体と調和するよう努めるものとする。			
		(10)のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行なわないよう努めるものとする。			
	敷 地 の 緑 化	(1)樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すよう努めるものとする。			
		(2)建築物と調和し、周辺の景観との一体性ができるよう緑化を施すものとする。			
		(3)敷地の道路と接する部分には、樹木、草花等による修景・緑化に努めるものとする。			
		(4)敷地内の擁壁や法面等の構造物は、低木、ツタ等による修景緑化に努めるものとする。			
		(5)樹種の選定に当っては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種を用いるものとする。			
		(6)大規模な駐車場は、樹木等により緑化を図るよう努めるものとする。		(6)大規模な駐車場は、樹木等により緑化を図るよう努めるものとする。	

* 建築物等(遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む。)

別 表

	沿道景観形成ゾーン		山麓景観形成ゾーン	田園景観形成ゾーン
	A-1	A-2		
独立工作物	くさく、塀、擁壁	(1)高さはできるだけ低くし、規模、形状、意匠、色彩等は、周辺の景観と調和したものとする。		
		(2)道路側に設けるくさく・塀・擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。		
		(3)材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。		
	<記念塔、電波塔、物見塔><煙突><高架水槽><鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱>	(1)位置は、道路からできるだけ後退させるものとする。		
		(2)規模、形状、意匠は周辺の景観と調和したものとする。		
		(3)色彩は、周辺の景観と調和したものとする。		
	<電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物>	・基調となる色彩は、別表の基準のものを使用するよう努めるものとする。	・基調となる色彩は、別表の基準のものを使用するよう努めるものとする。	
		(4)敷地の周辺の緑化に努めるものとする。		
		(1)電線路の位置については、周辺の景観に配慮したものとする。		
		(2)電線数は、できる限りまとめて少なくするように努めるものとする。		
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項	(3)電柱広告は、できるだけ行わないよう努めるものとする。			
	(4)電線の道路横断は、できるだけ少なくなるよう努めるとともに、直角横断になるよう努めるものとする。			
	(5)景観上重要な場所に設けるものは、規模、形状、意匠、色彩等について配慮するものとする。			
	(1)木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるよう努めるものとする。			
	(2)木竹の伐採は、できるだけ伐採区域の周囲の樹木を残すよう努めるものとする。			
	(3)樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すよう努めるものとする。			
	(4)伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ周辺の植生を勘案して、緑化に努めるものとする。			
	(1)物品の集積又は貯蔵の位置・形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。			
	(2)敷地の周囲には、常緑の高木・中木による緑化等、遮へいのための措置を施すよう努めるものとする。			
	(1)掘採の方法は、周辺からできるだけ見えないような方法をとり、周辺の景観との調和に配慮するものとする。			
鉱物の掘採および土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項	(2)掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。			
	(3)掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。			
	(1)土地の区画形質の変更は、周辺の景観となじむよう配慮するものとする。			
	(2)樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木等は、できるだけ残すよう努めるものとする。			
土地の区画形質の変更後の土地の形状および緑化に関する事項	(3)対象区域は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。			
	(4)対象区域の周囲や法面・擁壁の前面には緑化に努めるものとする。			
		(5)区画形質変更の対象区域の25%以上を緑地として確保するよう努めるものとする。ただし周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。		
		(6)宅地開発等を目的とした区画形質の変更は、平均区画割面積700m ² 以上となるよう努めるものとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りでない。		
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(1)自動販売装置は、耐久性があり、質感豊かな材料で覆うよう努めるものとする。			
	(2)敷地周辺には修景のための緑化に努めるものとする。			
広告物に関する事項	(1)位置は、道路からできる限り後退させるよう努めるものとする。			
	(2)規模、形状、意匠、色調は、周辺の景観に調和するよう努めるものとする。			
	(3)材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので質感豊かなものを用いるものとする。			

外壁の色範囲

記号	色 名	色 相	明度／彩度
W I	ベージュ茶	2.5YR~1.0Y	4.0~8.5/1.0~2.0
W II	うすい黄 灰みの黄	1.0Y~10.0Y	6.5~8.5/1.0~2.0
W III	茶	7.5R~7.5YR 7.5YR~1.0Y	2.0~4.0/1.0~6.0 2.0~4.0/1.0~4.0
W IV	白 明るい灰色 灰色	2.5YR~7.5GY	6.5~8.5/1.0以下

表示はマンセル色票系(JIS)による

屋根の色範囲

記号	色 名	色 相	明度／彩度
R I	赤 赤みの茶	2.5R~2.5YR	4.0以下/1.0~8.0
R II	茶 黄みの茶	2.5YR~7.5YR 7.5YR~1.0Y	4.0以下/1.0~6.0 4.0以下/1.0~4.0
R III	オリーブ オリーブグリーン	1.0Y~5.0GY	4.0以下/1.0~4.0
R IV	灰色 暗い灰色 黒	2.5YR~7.5GY	5.0以下/1.0以下

表示はマンセル色票系(JIS)による

色彩景観基準(くまもとカラーガイドp31より)

避けた方がよいトーン [外壁]

ゾーン区分	[明清色]	[鮮明色]
沿道景観形成ゾーン(A-2)	R(赤)、YR(黄赤)系の色相	明度10~6+彩度3~6、彩度6以上
田園景観形成ゾーン	Y(黄)系の色相	明度10~6+彩度3~4、彩度4以上
	その他の色相	明度10~6+彩度1~2、彩度2以上

推薦色 [屋根]

ゾーン区分	[明度6以下]	[明度5以下+彩度3以下]	[明度5以下+彩度1以下]
沿道景観形成ゾーン(A-2)	N(無彩色)		
田園景観形成ゾーン	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)系の色相	明度5以下+彩度3以下	明度5以下+彩度1以下
	その他の色相		

推薦トーン [外壁]

ゾーン区分	[暗清色]	[中穏色・暗穏色]
全区域共通	R(赤)、YR(黄赤)系の色相 Y(黄)系の色相 その他の色相	明度6以下+彩度3~6、明度8以下+彩度3以下 明度6以下+彩度3~4、明度8以下+彩度3以下 明度6以下+彩度1~2、明度8以下+彩度1以下

南阿蘇景観形成地域の推薦配色

この地域にふさわしい建物の基調色は中穏色など穏やかな色彩のほか、暗清色などやや色味のある色彩も含まれます。これらは木の素材色やつやを抑えた土もののタイルなど、一般的な塗装では再現できない、落ちついた質感をもつ素材そのものの色彩です。

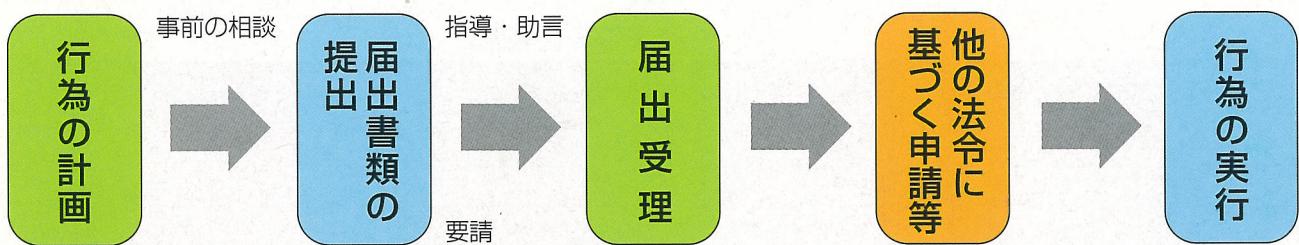
(5YR4.5/0.5)	N-40(N4.0)	(5YR2.2/2)	(5YR2.5/0.5)	N-30(N3.0)
(5YR5.5/5)				17-60D(7.5YR6/2)
(5YR3.5/4)	12-50L(2.5Y5/6)	(7.5YR4.5/5)	(7.5YR5/4.5)	15-30F(5YR3/3)
温泉保養施設(白水村)	研修施設(久木野村)	研修施設(長陽村)	宿泊施設(高森町)	

南阿蘇景観形成地域の推薦色

●中穏色	05-60B(5R6/1)	09-70D(10R7/2)	15-70D(5YR7/2)	17-60D(7.5YR6/2)	19-60F(10YR6/3)	22-60D(2.5Y6/2)
●暗穏色	09-30D(10R3/2)	22-30D(2.5YR3/2)	15-40D(5YR4/2)	15-30F(5YR3/3)	19-40D(10YR4/2)	22-40D(2.5Y4/2)
●暗清色	09-40L(10R4/6)	(5YR4/6)	17-50L(7.5YR5/6)	22-50H(2.5Y5/4)	22-40H(2.5Y4/4)	25-40H(5Y4/4)

※暗清色は、木材、土壁などの素材色が基本です。

●届出の手続



●届出が必要な行為の概要

行為	届出の必要な規模等の範囲の概要
建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更	床面積が10m ² を超える建築物 高さ1.5mを超えるさく、塀、擁壁 高さ5mを超える煙突、コンクリートプラント等の工作物等
木材の伐採	伐採面積が500m ² を超えるか又は高さ10mを超える木材の伐採 ただし、林業を営むため又は樹木の管理等のために行う行為を除く
屋外における物品の集積又は貯蔵	90日を超えて、高さ1.5mを超えるか又は水平投影面積が100m ² を超えて集積、貯蔵するもの
鉱物の堀採又は土石の採取	面積が500m ² を超えるか又は1.5m以上の法面等が発生するもの
土地の区画形質の変更	面積が500m ² を超えるか又は1.5m以上の法面等が発生するもの ただし、土地の開墾以外で農林業を営むために行うものは除く
屋外における自動販売機の設置	屋外における自動販売機の設置は全て
広告物の設置又は外観の変更	表示面積が1m ² を超えるもの ただし、はり紙、のぼり等で掲出期間が90日以内のものを除く



熊本県土木部都市計画課景観整備室

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号

電話 (096)383-1111

FAX (096)387-1152

熊本県阿蘇地域振興局土木部 企画調査課景観建築係

〒869-2612 阿蘇郡一の宮町宮地2402

電話 (0967)22-1111, 1118

FAX (0967)22-4370

菊池広域 0968-25-2724

高森町 建設課 電話(0967)2-1111
久木野村 建設課 電話(0967)7-2111

白水村 建設課 電話(0967)2-9111
長陽村 建設課 電話(0967)7-1111